

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和2年7月10日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
屋外無線LAN再構築委託業務	屋外無線LAN再構築 ・既設アンテナ設備及び配線等の撤去 ・アンテナ設備及び配線等の設置 ・疎通確認及びネットワーク試験調整 ・死活監視システムの構築及び運用	令和2年7月10日 ～ 令和2年8月31日	ワイコム株式会社 代表取締役社長 秦野 仁志 札幌市中央区北1条西7丁目3番地	1,650,000 (1,500,000) <予定価格> 1,650,000 (税込)
<b>随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由</b>				
<p>本事業者は当町が公設民営（IRU方式）にて実施している「八雲町ブロードバンド施設整備事業」に係る運用受託業者であり、その目的のため当町にてすでにネットワーク設備等を有し、運用を行っている。</p> <p>本件事業では、既存の機器を更新するだけでなく、機器設置後の安定的な運用を行うために正常動作を確認（死活監視）することも要件としており、このことを実施するためには本来であれば別途保守契約などを結んだうえで業務を委託する必要がある、相応のコストが発生する。一方、本事業者が業務を履行する場合は既存のネットワーク設備を利用し前回事業の既設機器と一体で監視することが可能となることから、新たな経費を発生させることなく管理できるものである。</p> <p>ついでに、他の者に履行させる場合と比較して経費の削減が見込まれること、加えて業務を確実に履行できることが見込まれることから、競争入札に付する性質のものではないと判断した（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。</p> <p>よって八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定により、同社より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				